

資料 19

婦人相談所の概要（厚生労働省）

1 目的及び対象（売春防止法 34 条）

婦人相談所は、婦人保護事業実施の中核機関として各都道府県に設置（47 か所）され、次の業務を実施。

- ① 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応じること。
- ② 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、これらに付随して行う必要な指導を行うこと。
- ③ 要保護女子の一時保護を行うこと。

平成 14 年 4 月からは、配偶者暴力防止法第 3 条に規定される、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている。

また、平成 16 年 12 月の「人身取引対策行動計画」に基づき、人身取引被害者の保護を行うこととなった。

2 来所による相談主訴別の状況（平成 17 年度）

総数	夫等の暴力	離婚問題 家庭不和	帰宅先なし、 住居問題	子どもの問題	親族間の問題	医療関係	経済関係	人身取引 売春強要	その他
(100%) 19,332	(49.6%) 9,585	(13.2%) 2,554	(7.8%) 1,502	(4.8%) 926	(4.5%) 878	(4.3%) 828	(3.7%) 717	(1.1%) 211	(11.0%) 2,131

3 一時保護

一時保護は、売春防止法に基づき婦人保護施設への収容保護又は関係諸機関等への移送等の措置が採られるまでの間行うほか、短期間の更生指導を必要とする場合等に行われる。

なお平成 14 年度からは配偶者暴力防止法により、配偶者からの暴力被害者及びその同伴する家族の一時保護を行うこととされ、さらに同法第 3 条第 4 項により母子生活支援施設、民間シェルター等一定の基準を満たす者に一時保護の委託が可能となっている。

また、「人身取引対策行動計画」においても一時保護所(一時保護委託を含む)において、被害者の状況に応じ適切に保護を行うこととなった。

(1) 一時保護の状況（平成 17 年度）

	実人員	延べ人員
要保護女子	6,449(1,409)	95,829(20,741)
同伴する家族	5,285(1,716)	83,101(24,531)

※（ ）は、うち一時保護委託人員

(2) 在所者の一時保護時の主訴別内訳

総数	夫等の暴力	帰宅先なし、 住居問題	親族間の問題	人身取引 売春強要	子どもの問題	経済関係	離婚問題 家庭不和	医療関係	その他
(100%) 6,449	(68.8%) 4,438	(14.1%) 911	(4.1%) 265	(2.8%) 180	(2.6%) 166	(1.3%) 82	(1.1%) 74	(1.0%) 66	(4.1%) 267

(3) 施設形態

一時保護所には、居室のほかに給食施設、浴室等があり、指導員、看護師、調理員等の職員が配置されている。

(4) 支援内容

衣食その他日常生活に必要なものを給付するとともに、性行、生活態度、心身の健康状態等の観察を通じて必要な指導を行う。